

令和 6 年度

田沢二期農業水利事業

田沢二期地区水生生物等調査業務

現 場 説 明 書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

1. 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1のとおりである。

2. 本業務の作業歩掛は下記のとおり想定している。

(単位：人)

作業項目	数量	職 種					備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
1. 計画準備	1 式	1.0	2.0	1.0			
2. 事前調査	1 式	2.5	5.0	4.0			
3. 周辺環境生態系調査							
3-1. 魚類調査	2 回		8.0	8.0		8.0	外業
3-2. 水質調査	2 回			2.0		2.0	外業
4. 抱返頭首工周辺モニタリング調査							
4-1. 植物調査	2 回	2.0			2.0		外業
4-2. 鳥類調査	3 回	6.0			6.0		外業
5. 保全対策評価調査							
5-1. 魚類調査	2 回		2.0	2.0		2.0	外業
6. 調査結果とりまとめ	1 式	3.0	4.0	5.0	7.0	10.0	
7. 保全対策の検討	1 式	3.0	4.0	4.0	3.0	3.0	
8. 点検とりまとめ	1 式	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
合 計		18.5	27.0	28.0	20.0	27.0	

3. 本業務における積算体系は、「3-2. 水質調査」に示した採水作業については測量業務の積算体系を準用し、それ以外については設計業務の積算体系を準用している。

4. 本業務に係る積算基地は秋田市で考えている。

5. 水質調査の分析費用については、定期発刊物の平均価格で算定し、一括計上価格として計上している。

6. 業務報告書の焼付はA－4サイズ 500枚程度、ファイルはA－4縦型幅5cmを想定している。

7. 電子成果品作成費用は、「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」により計算式で算定計上している。

8. 本業務の打合せは、通勤により打合せを行うこととし、次のとおり考えている。

(1) 積算基地から打合せ場所(大仙市)までの移動方法は、ライトバンの高速道路利用(秋田南IC～大曲IC)で考えている。

(2) 打合せの配置及び人員等は次のとおり考えている。

打合せ段階	職 種 (単位：人)		
	主任技師	技師(A)	技師(B)
初 回	0.5	0.5	
第2回		0.5	0.5
第3回		0.5	0.5
第4回		0.5	0.5
最終回	0.5	0.5	

9. 本業務の外業は、通勤により業務を実施することとし、積算基地から現地までの移動方法は、ライトバンの一般道利用で考えている。

10. 特別仕様書第4章第4-1条に示す「工事及び業務の情報共有システム活用要領」1-5で見込んでいる情報共有システムの費用等は次のとおりである。

(1) 見込んでいる費用

月額利用料 11,100円／月

(2) アカウント数 アカウント数12ユーザー

(3) 使用容量の上限 5GB

(4) 使用期間 10ヶ月

11. 被災者の労働機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 東北農政局田沢二期農業水利事業所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局田沢二期農業水利事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 新関香」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29 条の10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29 条の10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29 年法律第195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27 年法律第184 号）第2 条第4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 中村出」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29 条の10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、

別途、超過分を徴収する。

- (ロ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 中村出」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。（一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。）
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 中村出」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。（一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。）
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。は、契約の保証を付さなくてよいものとする。